

⑫使い捨て容器を使用する。

⑬座席は横並びとする。

【愛知県の指標で3項目のいずれも「注意」に該当しない場合】

◆密閉・密接を避け、十分な換気ができ、参加者同士の間隔を十分に開けることができる（1m以上が望ましい）場所での活動（すべての会議や班会、サークル、サロン、支部企画、にじっこひろば、子ども食堂）は感染予防対策を講じた上で開催を可とします。また、企画内での健康チェックも可とします。ただし、その際にも、手袋の着用や消毒などの感染予防対策をしっかりと取ることとします。

◆院所事業所を利用する従来方法のサマースクールや一時に100名以上集まる規模の企画は行わないこととします。

◆「健康まつり」「もちつき大会」、参加者が確認できないまちかどで行う健康チェックは、今年度は中止とします。

◆緊急事態宣言解除後は、本部の窓口業務を再開します。

※ただし、名古屋市社会福祉協議会からは、当面、サロンの開催を自粛するよう要請が来ているため、助成を受けているサロンは社協の指示に従い開催の有無を決めます。

【組合員ルームの使用について】

◆医療・介護施設では、全国で新型コロナウイルス感染症が拡大する中、院内・施設内感染を起こせば、患者や利用者に多大な迷惑を与えるとともに、院所・事業所の信頼を損ない、経営にとって大きな損害を与えることになるため、職員自身の健康管理をはじめ院内・施設内での感染予防を徹底してきました。緊急事態宣言は解除されましたが、医療・介護施設においては感染予防対策を継続しており、組合員ルームは医療・介護施設の一部であるということを理解していただくことが必要だと思います。その意味でこれまで通りの利用の仕方ではなく、感染予防対策を含めた新しい利用の仕方を検討し実施していくために6月～7月は感染予防対策を講じるための準備期間とします。具体的には、6月は感染予防学習会の開催や組合員ルームの使用にあたり、実際にどのように使用するのか、留意点などを確認する期間とします。また7月は班会・企画などの開催準備期間とし、それぞれの組合員ルームの対策・使用方法が確認された時点から使用を始めることとします。子ども食堂や他団体のサークルなどは8月からの使用を目指します。

なお、各会議と仕分けについては、【感染予防対策】を徹底した上で、6月から組合員ルームの使用を可とします。

【制限する場合①】

❖愛知県の指標で3項目のいずれか1つでも「注意」に該当する場合は、以下の措置を取ることとする。

◆会議、班会、サロン、サークル、にじっこひろば、子ども食堂など対面での取り組みを中止する。

◆「医療とくらし」発行・配布は対面を極力避ける形で実施する。

◆また、子ども食堂が行う食材配布の取り組みについても、対面を極力避ける形で実施することは可とする。